資料２

戸津・小松デマンド型乗合タクシー

内　容

現在、交通空白地である戸津・小松停留所周辺にお住まいの方の移動を支援するため、朝夕の時間帯で乗合タクシーを運行中。今回、国の補助金を活用し、昼間時間帯の交通空白を解消することを目的に事前予約型の乗合タクシーを計画したことから、事業内容について報告するもの。なお本件は、今後、八幡市内においてデマンド交通の導入を検討するための実証実験として行うものである。

事業概要（予定）

- 実施主体　：　八幡市
- 運行主体　：　京都第一交通株式会社
- 運行形態　：　デマンド型乗合タクシー（道路運送法第21条）
- 運行車両　：　セダン（4人乗り）
- 運行区間　：　石清水八幡宮駅＋近接の商業施設や医療機関等
～小松・西戸津
- 運行時間　：　午前10時～午後５時
- 運行日　　：　平日（土日祝および年末年始を除く）
- 利用料金　：　大人（中学生以上）300円　小人（小学生）150円
乳幼児　無料
※ 障がい者手帳をお持ちの方、その介護人は上記半額
- 対象者　　：　利用者登録をされた方
- 利用方法　：　電話による事前予約
- 支払方法　：　現金のみ
- 運行期間　：　令和7年10月1日（水）～令和8年1月30日（金）

登録方法

1　電話・Web・登録申請書の提出による利用者登録

利用者は、電話・Web・登録申請書のいずれかの方法により、登録申請を行う。

①　登録方法

ア　電話登録

利用者は、電話にて登録内容を伝える

☎075-983-5144（管理・交通課）

イ　Web登録

利用者は、専用フォームにて登録内容を入力する

ウ　登録申請書の提出

利用者は、登録申請書に登録内容を記入し、郵送または窓口に提出

＜窓口＞

〒614-8501　八幡市八幡園内75

八幡市役所４階　43 番　建設産業部管理・交通課

②　登録内容

氏名・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号（自宅・携帯）

2　利用登録証を交付

登録番号が付与された利用登録証を個人ごとに郵送で交付

利用方法

利用者は、予約センター（●●●－●●●－●●●）に電話し、次の①～③の内容を伝える。

① 氏名・電話番号・登録証に記載されている登録番号を伝える
② 利用したい日時を指定する（時間は1時間単位）
③ 乗車停留所あるいは降車停留所を指定する

＜利用上の注意事項＞
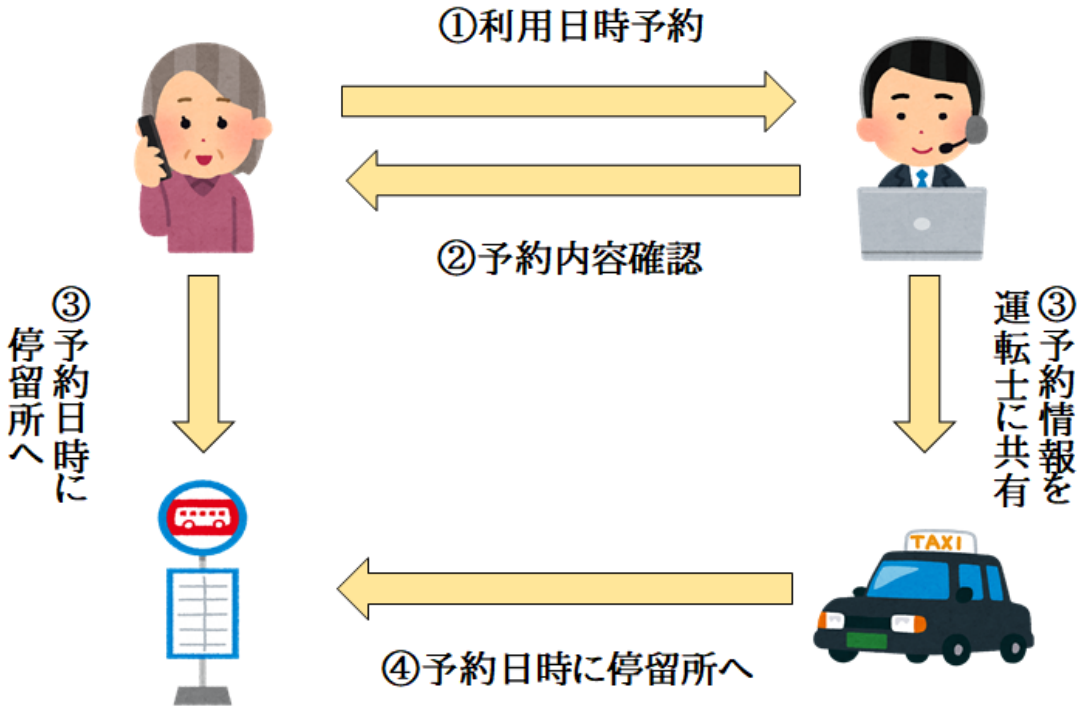
- 予約は、1週間から1時間前までに行う
- 予約は原則、先着順とする
- 乗務員への直接予約は受け付けない
- 複数利用の場合、登録者1人がいれば同乗可能とする（同乗者も運賃支払い義務あり）